

令和8年9月9日 官報正誤

令和 8 年 5 月 29 日厚生労働省告示第 232 号（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件）の正誤

正 誤		正	
令和八年五月一日(号外第百一号)厚生労働省告示第百二十二号(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件)		令和八年五月二十九日(号外第百十九号)厚生労働省告示第百三十二号(特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件)	
(原稿誤り)		(原稿誤り)	
四ページ改正後欄一行目から二行目まで及び改正前欄一行目から二行目までの各行は、いずれも縦書きとする。		令和八年五月二十九日(号外第百十九号)厚生労働省告示第百三十二号(特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件)	
ページ段		行	
誤		正	
七九		七	
改正後欄		ステントセリット	
〃		ステントグラフ	
〃		トセリット	
〃		使用創傷被覆材	

官報発行サイト

<https://www.kanpo.go.jp/20260909/20260909h01786/20260909h017860032f.html>

から抜粋

令和 8 年 5 月 29 日厚生労働省告示第 232 号（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年五月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表			別表		
Ⅰ (略)			Ⅰ (略)		
Ⅱ 医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第１２部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格			Ⅱ 医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第１２部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格		
001～089 (略)			001～089 (略)		
090 人工内耳用材料			090 人工内耳用材料		
(1) <u>人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）</u>			(1) <u>人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）</u>		
			<u>1,650,000 円</u>		
① <u>標準型</u>					
② <u>長時間稼働型</u>					
(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)		
091～240 (略)			091～240 (略)		
241 <u>肝内門脈大循環シヤント用ステンレットセット</u>			(新設)		
(1) <u>肝内門脈大循環シヤント用ステンレット</u>					
			<u>792,000 円</u>		
(2) <u>肝内門脈大循環シヤント用アクセスセット</u>					
			<u>102,000 円</u>		
242 <u>小児注意欠如多動症治療補助アブリ</u>			(新設)		
243 <u>不眠障害治療支援アブリ</u>			(新設)		
244 <u>シルクエラスチン創傷用シート</u>			(新設)		
			<u>1 cm²当たり 1,460 円</u>		
Ⅲ～Ⅴ (略)			Ⅲ～Ⅴ (略)		
Ⅵ 歯科点数表の第２章第１２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			Ⅵ 歯科点数表の第２章第１２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
品 名 単 位 材料価格			品 名 単 位 材料価格		
001 (略)			001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金 イン 1 g <u>16,789円</u>			002 歯科鑄造用14カラット金合金 イン 1 g <u>15,991円</u>		
レー用（J I S 適合品）			レー用（J I S 適合品）		

003	歯科鑄造用14カラット金合金 鉤 ² 用 (J I S 適合品)	1 g	<u>16,954円</u>	003	歯科鑄造用14カラット金合金 鉤 ² 用 (J I S 適合品)	1 g	<u>14,682円</u>
004	歯科用14カラット金合金鉤 ² 用線 (金 58.33%以上)	1 g	<u>16,958円</u>	004	歯科用14カラット金合金鉤 ² 用線 (金 58.33%以上)	1 g	<u>14,777円</u>
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>16,425円</u>	005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>14,766円</u>
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>5,746円</u>	006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>4,779円</u>
007～009	(略)			007～009	(略)		
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金 15%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>8,250円</u>	010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金 15%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>6,446円</u>
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60% 以上イソジウム5%未満 J I S 適 合品)	1 g	<u>327円</u>	011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60% 以上イソジウム5%未満 J I S 適 合品)	1 g	<u>262円</u>
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60% 以上イソジウム5%以上 J I S 適 合品)	1 g	<u>414円</u>	012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60% 以上イソジウム5%以上 J I S 適 合品)	1 g	<u>287円</u>
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>353円</u>	013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>293円</u>
014～071	(略)			014～071	(略)		
072	CAD/CAMブリッジ用材料	<u>1個</u>	<u>11,700円</u>	(新設)			
VII～IX	(略)			VII～IX	(略)		